

狭山市こども計画（素案）に関するパブリックコメント実施結果

資料 2

1. 意見募集期間 令和7年2月1日（土）～令和7年2月28日（金）
2. 意見提出者数 6名（市内：5名、市外：1名）（メール：1名、電子申請：2名、FAX:1名、郵送：0名、持参：2名）
3. 意見総数 28件
4. 意見の内容等 下表のとおり

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
1	P7～P66	第2章 こどもをめぐる状況	<p>学童の待機児童は年々増えていて、6年度には100人を超えてます。早急に取り組むべきだと思います。</p> <p>長期休みは、朝7時から夕方18時まで、こどもを1人にするのは心配です。平日の放課後も、学童で友達と安全な場で遊べるから、仕事ができるのであって、GPSやスマホで存在を確認しながら仕事をしなければならない状況は深刻だと思います。</p> <p>公立幼稚園は定員にも満たず部屋も余っています。学童として開放してはどうですか？</p> <p>学童を必要としている人に提供できないのは狭山市の責任だと思います。学童に入れないので、例えば家にセキュリティシステムを付けたり、高額なサービスを利用する際の補助金くらいは出すべきです。</p>	<p>学童保育室の待機児童数は年々増えており、早急に取り組むべき課題と認識しております。</p> <p>特に、待機児童の多い学区については、毎年、民間学童保育室を誘致しており、令和7年4月からは、入間川東小及び富士見小を対象とした50名定員の民間学童保育室を開室します。</p> <p>また、タイムシェアで学校の一部を借用し、募集人数を増やした学童保育室や、さらに、小学校の夏休み期間中は、期間限定での入室募集を行い、学区に関係なく保護者の送迎でのお預かりを実施しており、令和7年度は、定員を拡充して募集する予定です。</p> <p>P92、放課後児童健全育成事業（学童保育室）の「提供体制の確保策」に記載のとおり、待機児童の解消に向けて、小学校に協力いただけるよう協議を進めるとともに、民間学童保育室の誘致についても検討してまいります。</p>

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
2	P49	子育てニーズ調査 ■病気やケガで利用できなかった場合の対処方法	<p>アンケートについて、「病児保育を利用したいか？」に対して、「できれば利用したい」、「利用したいと思わない」の2択しかなく、「利用したいと思わない」が多数を占めていますが、実際は病児保育を必要としているけど、「不便だから使えない」、「安心して預けられる場所がないから利用したくない」など、色々な背景があるのでは？</p> <p>このアンケートだと病児保育はあまり必要としてないという結論に至りそうなので、選択肢の工夫が必要だと思いました。</p> <p>例) どのような病児保育があれば利用したいか？など</p>	アンケート調査を実施する際は、設問や回答方法について検討してまいります。
3	P106	(1) 子どもの居場所づくりの支援 児童館事業の充実	じどうかんなどで、かみやテープやセロハンなどでこうさくができるイベントをやってほしい。	たの 楽しい工作のイベントをたくさんやってもらうように、児童 かん 館の先生たちにお願いします。児童館は4つあります。それぞ れ違う遊びをやっていますので、ぜひ行ってみてください。
4	P106 P107	(1) 子どもの居場所づくりの支援	不登校の児童・生徒の増加を考えると、小・中学校の校内に子どもの居場所をつくることも必要ではないか。現在の不登校の子どもを支援する仕組みも大事だが、不登校予防の視点での居場所づくりも必要。保健室・相談室以外に校内の居場所をつくれると、給食という利点があり、教室に入れない子が来る機会をつくれること、教室が窮屈になっている子にとっては一時的に休むことができるようになるのではないか。	<p>P106・P107、(1) 子どもの居場所づくりの支援については、学校や家庭以外での居場所づくりに関する施策として取りまとめており、学校内に関しては、P140、III-3-(2)⑨生徒指導の充実の施策において取組んでおります。</p> <p>なお、令和6年度から中学校7校・小学校1校にスペシャルサポートルームを配置し、児童生徒の個々の実態等に配慮して、自学自習をするほか、教室以外の居場所としての機能のある場を確保して、不登校や不登校傾向のある児童生徒の支援を行う体制を構築しており、児童生徒の実態に応じて、給食を食べることも可能であります。</p> <p>今後は、スペシャルサポートルームの市内での好事例を共有し、児童生徒にとってメリットとなる運用を研究してまいります。</p>

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
5	P106 P107 P138	(1) こどもの居場所づくりの支援 (1) 次代を担う子どもの健全育成の充実 子どもの遊び場（公園）の整備・改修	こどもの健全な成長には豊かな自然が不可欠と考えています。身近な所にのびのび遊べる環境が必要です。 狭山市には智光山公園や稻荷山公園や河川敷公園などすばらしい公園が整備されていますが、気軽に行ける公園が少ないと感じています。安全で安心して、きがねなく、のびのび走り回って遊べる公園を地域の身近な所に整備して下さい。 自然の中で遊んでいる子ども達の笑顔は輝いています。それを見守る親たちも安心した幸せな表情です。自然がこども親も育てます。	公園でのさまざまな体験は、人間性を豊かにし健やかな成長につながることから、こどもが安全で安心して遊べる環境を保つため、遊具などの公園施設の整備や改修を推進します。 また、こどもが居心地よく、きがねなく過ごせ、人や自然とふれあえる身近な居場所として公園を活用できるよう、適正な樹木の管理や除草作業を推進し、安心して集える環境整備に努めます。 これからもこどもが安全で、安心して遊べる公園施設を提供してまいります。
6	P108	(2) 社会的活動への参画支援	社会的活動への参画支援としては、市内各地に青少年育成地域会議があるので、そこを通じた機会提供ができるのではないか。	ご意見を踏まえ、P108、II-2-(2)③世代間交流の促進の施策内容を、以下のとおり修正します。 「青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、こどもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。」
7	P110	(3) 食育の推進 食文化の体験と伝承	市内には食育をしている住民団体があるが、そうした住民団体の支援やそうした団体との連携を市として考えないのか。	頂いたご意見につきましては、食育を推進する上で参考とさせていただきます。
8	P111	(3) 食育の推進 農業体験学習	令和6年度、子ども食堂×JAでの農業体験があったが、こうした取り組みを市として推進しないのか。	農業体験学習につきましては、市内の小中学校、幼稚園、こども園および保育所（園）に対して、学童農業体験事業を実施しております、令和6年度は37校に参加をしていただいております。今後も関係機関の協力のもと農業学習体験を推進してまいります。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
9	P113	(1) 子どもの貧困対策の推進 ア 教育・学習支援 小学生の学習・生活支援 中学生の学習・生活支援	小学生や中学生の学習支援について、子どもが在籍する小・中学校との連携をしないのか。(そうした記述がないので確認です。)	子どもが在籍している小・中学校とは、必要に応じて連携しております。
10	P113	(1) 子どもの貧困対策の推進 ア 教育・学習支援	子どもへの学習支援として、市内には住民団体等による無料学習塾が市内に数か所はあるはずだが、こうした住民団体への支援や団体との連携を市として考えないのか。	頂いたご意見につきましては、子どもの貧困対策における「学習支援」を進める上で参考とさせていただきます。
11	P114	(1) 子どもの貧困対策の推進 イ 家庭への経済的支援	子どもの就学に関する経済的支援としては、学生支援機構による奨学金のほか、社会福祉協議会による教育支援資金や民間財団による奨学金などもあるはずだが、こうした民間の経済的支援を含めて総合的に紹介してくれる仕組みが必要ではないか。	就学支援につきましては、日本学生支援機構の奨学金をはじめとした国等の経済的支援策や社会福祉協議会による教育支援資金、民間財団による奨学金などの情報収集を常時行い、市の制度を含め適切な情報提供ができるよう、市公式ホームページで案内するとともに、窓口・電話等で市民から相談があった場合にも、適切な案内ができるよう努めております。 ご意見を踏まえ、P114、II-4-(1)イ⑦奨学金制度の施策内容を、以下のとおり修正します。 「本人に能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金を貸与するとともに、様々な奨学金制度についての情報を提供します。」
12	P115	(1) 子どもの貧困対策の推進 ウ 生活の支援 フードバンクとの連携	食料品を集め フードバンクを支援するだけではなく、食料品を提供するフードパントリーの支援はしないのか。なお、資金面の問題などから今後、フードパントリーを止めることを検討中の住民団体も出ている。	頂いたご意見につきましては、子どもの貧困対策における「生活の支援」を進める上で参考とさせていただきます。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
13	P115	(1) 子どもの貧困対策の推進 ウ 生活の支援	子どもの生活の支援として、無料学習塾との連携も必要ではないか。学習を通じて、子どもから生活に関する相談を受けることがあると無料学習塾をしている住民団体から話を聞いたことがある。	頂いたご意見につきましては、子どもの貧困対策における「生活の支援」を進める上で参考とさせていただきます。
14	P115	(1) 子どもの貧困対策の推進 ウ 生活の支援	子どもの生活の支援として、若年層のひきこもり（障害なし）の人に対する相談先や支援について言及しないのか。また、不登校経験者でひきこもりにつながる場合もあると思うが、ひきこもりに関する相談先が不登校に関する相談先と連携できる仕組みも必要ではないか。	ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援や相談先の連携については、P121、II-4-(5)①相談体制の充実の施策に包含しております。 不登校の相談や支援は、学校等から家庭児童相談へつなぐ体制が構築されており、不登校から若年層のひきこもりにつながるようなケースでは、トータルサポート室へつなぐ体制が構築されています。
15	P116	(1) 子どもの貧困対策の推進 エ 就労に向けた支援	子ども・若者の就労に向けた支援としては、中学校等で行っているキャリア教育の充実が必要ではないか。地域での仕事先がなくならないようするためにも、例えば小学校でのふるさと学習と中学校でのキャリア教育との連動を含めて、身近な地域にある仕事に目を向ける仕掛けがもっとあって良いと思う。（地域学校協働活動の活用を含む。）	キャリア教育の充実については、P140、III-3-(2)⑦進路指導の充実の施策に包含しています。 職場体験学習として実際に市内で仕事を体験する活動を行っているほか、地元で働いている方を講師として招き講演会を実施している中学校もあります。このような活動をもとに、キャリア教育への成果等を検証し、市内全体で共有していきます。地域学校協働活動の活用については、先行事例などの情報収集を行い、有効的な活用方法があるか研究してまいります。
16	P118	(3) 配慮を要することも・若者への支援	配慮を要することも・若者への支援として、市内には外国籍の子どもも増えていることから学校以外で外国籍の子どもへ日本語学習を支援する取り組みも必要ではないか。（現状、国際交流協会が公民館で日本語教室を実施していることは把握していますが、市としてもそうした取り組みを積極的に支援していくことも必要ではないか。）	外国籍の方の日本語能力を向上させることで、日常生活や就業・就学において日本社会に円滑に適応できるようにすることを目的として、狭山市国際交流協会協力のもと、年齢の分け隔てなく日本語教室を実施しており、引き続き支援してまいります。 また、様々な相談については、P121、II-4-(5)①相談体制の充実の施策において対応してまいります。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
17	P118	(3) 配慮を要することも・若者への支援 相談・支援体制の充実	<p>発達障害について、発達支援マネージャー・発達支援サポートの配置が明記されています。</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算〔障害児相談支援〕が新設されたことを受け、高次脳機能障害についても、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけて下さい。</p>	「高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制の整備」については、狭山市障害者福祉プランでの対応といたしますので、本計画においてはこのままの表記とします。
18	P118	(3) 配慮を要することも・若者への支援	<p>「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。</p> <p>また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に則して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施して下さい。</p>	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」については、狭山市障害者福祉プランでの対応といたしますので、本計画においてはこのままの表記とします。
19	P121	(5) ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援 相談体制の充実	<p>ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援として、相談体制の充実の前にまずは相談窓口の明確化が必要である。</p> <p>ひきこもりに対する相談窓口は法律で明確化することになっており、厚生労働省のホームページでは福祉政策課、障がい者福祉課、保健センターが記載されているものの、市ホームページには掲載されていないことから問題があると思う。</p>	関係部署において相談を受けていますが、ご意見を踏まえ、市公式ホームページの「相談窓口の案内」にて周知します。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
20	P122	(1) こどもを虐待から守る地域づくり こどもの人権や児童虐待の防止に関する意識啓発	地域づくりという視点では青少年育成市民会議の活用を考えても良いのではないか。 また、人権に対する意識啓発なら、例えば人権擁護委員についての啓発や人権パネル展なども意識啓発としての取り組みになるのではないか。	公民館事業において、青少年育成地域会議などの団体との連携を進めるとともに、こどもの人権や児童虐待の防止に関する意識啓発を行ってまいります。また、人権擁護委員による小学校での人権教室や人権啓発パネル展での啓発のほか、人権作文コンテストやこども人権標語展に参加してもらうことにより、人権について考えるきっかけづくりを行っており、今後も引き続き実施してまいります。
21	P124	(1) こども・若者の自殺対策・相談	自殺対策としては、その前段階として孤独・孤立対策の取り組みが必要ではないか。(内閣府では孤独・孤立対策として、つながりサポーター養成講座というゲートキーパー養成講座の前段階の取り組みを用意している。)	こども計画内の孤独・孤立対策につながる、こどもの居場所づくりや社会的活動への参画支援等の様々な具体的施策と自殺対策が連続した取り組みとなるよう体制を整備してまいります。
22	P130	(3) 子育てにやさしい住環境の整備 住宅に関する情報の提供	子育て世帯は住宅要配慮者とされていることから、埼玉県の取り組みである「あんしん賃貸住まいサポート店」の紹介や住宅支援法人の活用を促すことも情報提供として必要ではないか。	子育て世帯を含めた住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅や、公営住宅への入居に関する情報提供、居住支援法人などと連携した生活の安定及び向上に関する相談業務を行っており、相談者の円滑な入居を支援しております。
23	P131	(4) 交通安全対策及び防犯対策の推進	こどもに対する交通安全対策としては、登校時の見守りなどをしている自治会があるが、市としてこうした自治会の取り組みを支援する姿勢が必要ではないか。(自治会に関する記載がないので確認です。)	自治会が行う見守り活動に対して、必要な情報提供や研修の機会を設け、活動の質を向上させる啓蒙活動に取り組んでおります。また、活動に必要な横断旗や防犯ベストの資材提供を行いながら、自治会が安心して活動を続けられる環境を支援しております。 今後も継続的に地域全体で子どもたちの安全を守るために地域、学校、警察、交通安全協会などと連携し、情報共有や共同イベントの開催を通じ、協力体制を強化しながら、さらなる交通安全の推進を図ってまいります。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
24	P137	(1) 次代を担う子どもの健全育成の充実 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施	保育士不足で待遇が改善されていない現状で早急に進める事で更なる保育士不足を招くおそれがあります。保育士の負担は計り知れません。現場の声を充分に聞いてから進めて下さい。 70年以上変わらない最低基準の見直しや待遇改善をまず進めてあげてください。保育士の笑顔が、お父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃん子どもたちの笑顔につながります。	乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）につきましては、令和8年度から全国的に実施される事業であることから、国から示される制度内容の詳細等を注視しながら、安心・安全な保育サービスの提供を第一に考え実施してまいります。 保育士の配置基準につきましては、国が実施する基準の見直しに沿っていくとともに、保育ニーズの多様化に伴う保育士の負担が過重にならないよう、働き方の改善に向けて、保育士人材の確保や保育所のICT化の推進、保育補助者の雇用に対する補助等を実施しております。 また、保育士の待遇改善につきましては、市単独事業として正規職員及び常勤の非正規職員に対し賃金補助を実施するとともに、保育士宿舎借り上げ支援事業や保育士奨学金返済支援事業等を行うことで、今後も待遇改善に努めてまいります。
25	P138	(1) 次代を担う子どもの健全育成の充実	子どもの健全育成の充実としては、青少年を育てる狭山市民会議や青少年育成地域会議という既存組織があるが、それらの既存組織の活動の充実が必要ではないか。市が支援する組織があるので、そこを充実・活用するような記述がないのは市の姿勢としてどうなのか。	ご意見を踏まえ、P108、II-2-(2)③世代間交流の促進の施策を、以下のとおり修正した上で、再掲します。 「青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、子どもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。」
26	P139	(2) 生きる力を育む教育の推進 少人数指導の充実	少人数学級の実現のため、要望活動を早急に行って下さい。先生が笑顔で働けることが、子どもや母親・父親の笑顔につながります。	少人数指導の充実のための加配教員については毎年、埼玉県教育委員会に要望しております。また、少人数指導による成果や必要性等も報告しております。
27	P140	(2) 生きる力を育む教育の推進	福祉教育は学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて「共に生きる力」を育む取り組みのため、生きる力を育む教育として、福祉教育についての記述があつても良いのではないか。	福祉教育については、共生社会の実現を目指す観点から、互いに支え合える心の育成を主と捉え、P119、II-4-(3)⑭福祉教育の充実に記載しております。

No	頁	項目	ご意見の内容（要旨）	市の考え方
28	P141	(3) 家庭や地域の育てる力の向上	家庭や地域の育てる力の向上として、その趣旨からみて市内各地にある青少年育成地域会議の活動の充実が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、P141、III-3-(3)⑥世代間交流の促進の施策内容を、以下のとおり修正します。 「青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、子どもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。」